

## 第 10 回伊賀市総合計画審議会 議事録

<b>開催日時</b>	令和元年 7 月 24 日（水） 14:00～ 15:27
<b>開催場所</b>	伊賀市役所 4 階 庁議室
<b>出席委員</b>	<p>乾 光哉（【1号委員】社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会）</p> <p>森野 廣榮（【1号委員】伊賀市環境保全市民会議）</p> <p>宮崎 慶一（【1号委員】一般社団法人伊賀上野観光協会）</p> <p>松山 隆治（【1号委員】伊賀市農業委員会）</p> <p>藤巻 恵（【1号委員】伊賀市地域公共交通活性化再生協議会）</p> <p>加納 圭子（【1号委員】教育行政評価委員会）</p> <p>服部 保之（【1号委員】公益財団法人伊賀市文化都市協会）</p> <p>舘 忠蔵（【2号委員】公募委員）</p> <p>岩崎 恭彦（【3号委員】三重大学人文学部）</p> <p>中島 嘉子（【5号委員】 — ）</p> <p>中林 有美（【5号委員】 — ）</p>
<b>欠席委員</b>	澤野 政子（【5号委員】 — ）
<b>議事日程</b>	<p>1 あいさつ</p> <p>2 議事録署名人の指名について</p> <p>3 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">伊賀市自治基本条例の見直しについて</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）見直しスケジュールの変更</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）検討経過</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）検討状況</p> <p>4 その他</p>
<b>議事概要</b>	<p><b>開会</b></p> <p>（事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第 10 回伊賀市総合計画審議会を始めさせていただきます。</p> <p>私は、4 月の人事異動で企画振興部へ参りました企画振興部次長の三枝でございます。本日の司会をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事項に入らせていただく前に、何点かご確認・ご報告させていただきます。</p> <p><b>★資料の確認</b></p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>①委員名簿</p> <p>②事項書</p> <p style="padding-left: 20px;">事項書下に配布資料の一覧を記載しておりますが、</p>

- ③資料1 伊賀市自治基本条例見直しスケジュール
- ④資料2 伊賀市自治基本条例見直しに係るこれまでの検討経過
- ⑤資料3-1 伊賀市自治基本条例 新体系案  
→ H30.5.29 第7回審議会資料
- ⑥資料3-2 伊賀市自治基本条例 新旧対照表(要旨)

以上ですが、過不足がございましたら、事務局へお声掛けください。

#### ★会議成立の確認

続きまして、会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、澤野委員から欠席のご報告をいただいております。

#### ★会議及び議事録公開の確認

本日の会議も運営規程により、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくお願いたします。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただきます。

### 1 あいさつ

(事務局)

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

(会長)

みなさん、こんにちは。大変久しぶりの審議会、また新庁舎で初めて、更には令和初の審議会となります。また、任期については今回が最後の審議会となりますが、事項4その他で委員の皆さんから感想や次期委員への申し渡しや期待等、一言いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以降の進行は、会長様でお願いいたします。

### 2 議事録署名人の指名について

(会長)

続きまして、事項の2番、議事録署名人の指名でございますが、私から松山委員と

中島委員を指名させていただきます。

松山委員、中島委員よろしくお願いいいたします。

### 3 報告事項「伊賀市自治基本条例の見直しについて」

(会長)

それでは、事項3の報告事項「伊賀市自治基本条例の見直し」に入らせていただきます。

#### (1) 見直しスケジュールの変更

(会長)

昨年3月に決定された見直し方針に基づき、市で条文の見直し検討を進めていただいておりますが、3月にも事務局から通知があったとおり、見直しのスケジュール変更がありましたので、まず(1)で変更された見直しスケジュールについて事務局から説明をお願いできるでしょうか。

(事務局)

－「資料1 伊賀市自治基本条例見直しスケジュール」の説明－

(会長)

伊賀市自治基本条例の根幹となる新市建設計画の期間が2年延長されたことで、改正条例の施行を新市建設計画の期間終了と合わせ2年延長するというものです。これについては、異論が無ければ、当審議会もこのスケジュールに基づき検討を進めていきたいと思っております。

施行は2年先になるけれども、市民の意見をしっかり聞き、周知期間を十分確保することは、大変重要なことで私も賛成するところでございますが、みなさん、よろしいでしょうか。

－ 質疑なし －

それでは、次の事項に入らせていただきます。

#### (2) 検討経過

(会長)

続きまして(2)の検討経過について報告いただきます。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

－「資料2 伊賀市自治基本条例見直しに係るこれまでの検討経過」の説明－

(会長)

ただ今の説明に対し、ご質問でしょうか。

— 質疑なし —

### (3) 検討状況

(会長)

それでは、これまでの検討状況について、ご説明をお願いします。

(事務局)

— 「資料3-1 伊賀市自治基本条例\_\_新体系案」及び

「資料3-2 伊賀市自治基本条例 新旧対照表 (要旨)」の説明—

(会長)

以上、説明が終わりましたが、資料3-1の体系のイメージについては、第7回の審議会においてご協議し承認いただいておりますが、それに沿って、整理していただいています。資料3-2は、現行の条文をなるべく生かしつつ、分かりやすい体系とするために条文を入れ替えた感じとなっています。

本日は、検討いただくというよりは、現段階における検討状況をご確認いただくこととなりますが、この時点で何かご意見等がございましたらお願いします。

(委員)

資料3-2では、条文が現行の57条から37条となっているが、これは取捨選択し、圧縮した結果こうなったのか。

(事務局)

そもそも見直し方針のなかでも「スリム化」を図ることがポイントの一つであったので、他法令と重複している条文や、すでに条例制定後14年が経過している中で、別の条例や規定ができているものについて省いた結果、現時点で37条となった。

(委員)

2つの条文を1つにする場合、条文のボリュームが倍になってしまうケースがあるので、できる限り分かりやすく見やすい条例としていただきたい。

(委員)

資料3-2の最後に記載の新たな項目は、審議会から提案させていただき検討いただいていると思うが、どこに反映させているか教えていただきたい。

(事務局)

新たな項目は現時点で未検討である。

(委員)

子どもの存在を主体としてどう認めていくかという論議があっても良いと思う。そうすると「第2章 各主体の責務等」の「市民」の中に「子ども」を位置付けていくのも一つの手法と思う。また、「事業所」があったりと各主体が一括りになる部分と細分化していく部分があっても良いと思う。

もう一つは住民自治協議会が「第3章 協働によるまちづくり」へ規定されているが、第2章の各主体の責務等で自治協を主体として位置付けるのかどうかを議論しているか。

(事務局)

庁内でも第2章へ自治協を入れることも議論したが、これまでが第4章で別建てで規定していたということがあるので、現時点では別にした方が良く考えている。今後、いろんなご意見をいただいた中で、そういったことも検討の余地があると思う。

(委員)

伊賀流自治ということで特出しの章を立てていることであれば、第2章第1節の「市民」の中で「住民自治協議会が」という文言が出てきてリンクするような関係性を持たせた方が良く思う。市民は市民、自治協は自治協という関係性になってしまうので、市民の中に自治協が反映されているような条文とすることで、関係性を持たせることが必要と思う。

(会長)

次期審議会への申し送り事項とさせていただく。

(委員)

支所の再編は別の所で検討していることだが、2年延長することにより、支所の再編のことも盛り込む必要があると思うが、もう検討されているのか。

(事務局)

支所を含め地域行政のあり方について庁内で検討を行っており、今年度中に方向性を示す予定である。新市建設計画が延長されたことにより、この期間中、支所は外せないこととなっている。しかし、期間終了に合わせ改正条例の施行時には第37条を外すとなれば、その組織自体の施行もそれに合わせてスタートできるように考えている。

(委員)

支所の再編を検討されるとなると、第33条の住民自治地区連合会のあり方も多少変わってくる、自治協へのヒアリング、意見調整はされているのか。

また、住民自治協議会へ自治基本条例の改正についてどの程度説明し、意見聴取をしているのか。

(事務局)

自治基本条例の改正について自治協へ意見聴取が現時点では行っていない。今年度支所のあり方などを検討する中では、自治基本条例の改正と合わせて、何らかの形で自治協なり市民の皆さんの意見を聞かせていただく場は必要であると思っている。

地区連合会は見直し方針のポイントでもあるが、「平成 22 年の自治組織のあり方に関する報告書」で「10 年の暫定措置」となっていたので、事務局としては第 33 条の住民自治地区連合会の部分は外す考えである。

(委員)

自治協への説明は 4 月か。

(事務局)

中間案に対して意見を伺う予定であるが、中間案を出す前に意見聴取を行う必要があると考える。

(委員)

自治協に対する包括交付金が削減される中で、自治協そのもののあり方が揺らいでいる感じなので、自治協にご理解いただくよう丁寧な説明の時間をとっていただきたい。

(委員)

都市マスタープランの中に今回の自治基本条例で改正しようとする「支所の再編」や「自治協の活動」や「市民センターのあり方」等については、入っていないということが良いか。あるいは、前倒しで盛り込まれるのか。自治基本条例の改正と絡んでいる部分があるのかどうか。

(事務局)

直接関係はない。

(会長)

改正案では現行第 4 条の基本原則を削除しているが、どのような議論がなされたか。

(事務局)

とても重要なものと認識はしているが、現行第 4 条は、伊賀市の市民憲章であるので、改めて条例に謳う必要があるのかどうかの議論の中で、改正案第 3 条に第 2 項を設け、「市民憲章を遵守してまちづくりに取り組まなければならない」とする案で検討を進めている。

(会長)

市民憲章と条例では法的な位置付けが違うと思う。また、今回の改正の考え方の一つに「見通しを良くする」「スリム化する」ということであるが、基本理念や基本原則をより具体化していくような形で条例でより詳細に規定されるものだが、そういう意味では、基本となる部分はどこなのか、その基本を具体的に落とし込んでいくということになるのかという形で体系がなっていると思う。そう考えると基本原則はそれなりに重要な意味があるのではないかと。次期審議会でも議論できればと思う。

(委員)

スケジュールで、中間案の答申を令和2年1月と理解すれば良いか。

(事務局)

はい。ただし、中間案までにできれば市民の意見聴取の機会も検討できればと考えているので、もし実施をすればスケジュールはもう少し後ろにずれてくる。

(委員)

中間案を1月に答申となると、今年度当審議会では自治基本条例はあと何回検討できるのか。

(事務局)

秋頃、条文案をお示し、答申までに最低2回は開催したいと考えている。

(会長)

逐条の審議となると、率直に少ない気がする。

(事務局)

最低2回なので、審議状況により回数は増えてくると思う。

(会長)

内容により議論いただく比重が異なるので、慎重に検討いただき日程調整をお願いするとともに、事前にお伝えいただきたい。

(委員)

答申までの2回の審議は、外部評価と同じ日に実施するのか。

(事務局)

別に開催する。

(委員)

審議会内でメール等いろんなメディアを使って情報共有や意見を出し合うこともできると思う。それも1回とすればよい。

#### 4 その他

(会長)

その他ですが、このメンバーで集まることもこれで最後となるので、委員の皆さんから感想や次期委員への期待など一言ずつお言葉をいただきたい。

(委員)

外部評価について、グループによっても評価の違いがあった。

1回2回では公正な評価は難しかった。

評価の質を高めていていただきたい。

自治基本条例の見直しについては、自分が地域自治を進めていく立場なので、支所や自治協がどうなるのかが関係する問題なので、地域の声を改正の中に反映していきたい。

(委員)

難しい審議会と感じた。

自治基本条例は、時代の流れと共に見直しが必要であり、住民参加型の条例としてほしい。特に子どもの権利や外国人の参加など。

外部評価については、受けた評価をしっかり受け止めて次につなげていただけることが大事だと思う。

(委員)

自分の勉強になり、地元の皆さんにも話ができた。

この活用を皆さんにお知らせしていきたい。

もっと積極的に内容をお知らせしていくべきである。

(委員)

第5回から参加しているが、審議会メンバーに適しているか自問自答しているが、第3者のスタンスで、市民の皆さんに納得していただけるよう条例の議論に加わっていききたい。

外部評価については、貴重な機会を与えていただいたと思っている。

(委員)

委員になる前は教育の立場でしか考えていなかったが、市全体のことを考えていく必要があると考えたときに、思ったことが言えなかった。

新たな視点に挙げられている「子どもの視点」を見たときに、私はここに声を上げていくべきだと感じた。

(委員)

「自治基本条例＝伊賀市の憲法」である。いかに実態に即した内容をどう盛り込んでいるかを考えるべきである。はじめ自治協がなぜ検討のメンバーにいないのかと思ったが、別で話を聞く機会を創るということなので、ぜひお願いしたい。

(委員)

四日市から伊賀に引っ越してきて、伊賀はおもしろいまちだと年々感じ、委員へ応募し選んでいただいてからはいろいろ勉強した。伊賀市はいろいろとやってくれているんだと感じた。この審議会も市民を巻き込んで素晴らしい。

外部評価については、各分野にわたり、市はよくやってくれていると感じた。ただし、施策の横断的な取り組みについては、市民へ見える化してほしい。一番は財政問題である。持続的な財政運営に取り組んでいただきたい。市が取り組んでいる財政計画の成果を上げていかないといけない。すばらしい職員がいるので自信をもって思い切ってやっていただきたい。

審議会での評価が生かされるように期待する。

(委員)

外部評価について、各課の説明を聞くとよく理解でき、自分の思い間違いも解消できた。

市の縦と横のラインとの連携を図っていただきたい。

多文化共生の評価を行ったことで、自身の業務にも活かせた。

任命いただいたことで自身も大変勉強した。今後も声を上げていきたい。

(委員)

審議会の事務がこれまでの自分の世界になかった。

市がよくやってくれていることが分かった。

委員からいろんな話が聞けてすごく勉強になった。

(委員)

当審議会の前身の審議会から通算6年間お世話になった。

観光分野以外はぜんぜんわからなかったが、資料を見て勉強した。ところが、外部評価については、行政が評価したものを審議会が評価することになるが、委員の意見をもっと聞きたい気持ちがあるにも関わらず、聞けなかった意見もあり複雑であった。

この6年間は自分の財産になった。

(会長)

最後に私から一言発言させていただく。

これまで十分意見を汲み取れなかったこともあったかと思うが許していただきたい。

審議会の役割について、総合計画についての審議については一定理解できるが、自治基本条例の見直しや外部評価も非常に重要なものであるが、この2つだけでも委員の大変なご努力があったかと思う。次期はこれに加え再生計画や地方創生の分野についてもこの審議会の役割と聞いているが、本当に審議会が回っていくのか疑問である。

伊賀市の審議会の持ち方がこれで良いのか感じている。

設置条例があるのでできる範囲で委員の負担を減らす方向で、検討体制を考えていきたい。

(会長)

それでは、すべての事項が終了しましたので、事務局へお返すする。

(事務局)

熱心にご議論いただき、ありがとうございました。

また、2年間本当にお疲れ様でした。

ここで事務局を代表いたしまして、総務部長より一言ごあいさつ申し上げます。

(総務部長)

— 委員任期満了に伴うお礼 —

(事務局)

これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。